平成２４年（フ）第１５６号
福岡県直方市大字頓野3749番地３
破産者　安田　　太
１　決定年月日　平成24年12月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６号
埼玉県秩父市滝の上町５番16号
破産者　加藤　　忠
１　決定年月日　平成24年12月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第７号
埼玉県秩父市滝の上町５番16号
破産者　加藤　キヌ
１　決定年月日　平成24年12月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第５２８号
大阪市東住吉区湯里１丁目１番21号　クリーンライフ松映401号、開始決定時の居所京都市伏見区久我森の宮町４番地117
破産者　松井　克博
１　決定年月日　平成24年12月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

更　生　計　画　認　可

平成２４年（ミ）第３号
東京都墨田区横網１丁目10番５号
更生会社　新藤電子工業株式会社
１　決定年月日　平成24年12月28日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経過（省略）
第２章　更生計画の基本方針と骨子(省略)
第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法
第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法
第１　不動産・工場財団を目的とする更生担保権
１　確定債権
確定債権の債権者数及び債権額は、次のとおりである。

件　数	内　　容	金　　額	別　表
５件	総額	1,866,122,000円	４－１

２　権利の変更及び弁済方法
別表４－１「更生担保権弁済計画表（不動産・工場財団）」記載の確定債権額を更生計画認可決定確定日から６か月以内に一括して弁済する。

第２　リースに係る更生担保権
１　確定債権
確定債権の債権者数及び債権額は、次のとおりである。

件　数	内　　容	金　　額	別　表
６件	総額	19,979,852円	４－２

２　権利の変更及び弁済方法
別表４－２「更生担保権弁済計画表（リース）」記載の確定債権額を更生計画認可決定確定日から６か月以内に一括して弁済する。
第２節　優先的更生債権の権利の変更及び弁済・納付方法
第１　公租公課
１　届出債権
届出債権の債権者数及び債権額は、次のとおりである。

件　数	内　　容	金　　額	別　表
10件	本税等	282,693,361円	５－１
	延滞金等	9,670,600円及び額未定	

２　権利の変更及び納付方法
①　別表５－１「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の更生手続開始決定日から更生計画認可決定日（ただし、その日までに更生手続開始決定日から１年を経過する日があるときは、その日）までの間に生じる延滞金等及び更生計画認可決定日から完納に至るまでの延滞金等の全額につき、徴収権限を有する者の意見を聴き、更生計画認可決定確定日に免除を受ける。
②　同表記載の更生手続開始決定日の前日までの延滞金等、及び更生計画認可決定日までに更生手続開始決定日から１年を経過した場合に、更生手続開始決定日の１年経過後から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等については、徴収権限を有する者の同意を得られることを条件として、更生計画認可決定確定日にその全額の免除を受ける。
③　前記①及び②の免除後の金額を、更生計画認可決定確定日から６か月以内に一括して納付する。
第２　労働債権
１　確定債権
確定債権の債権者数及び債権額は、次のとおりである。

件　数	内　　容	金　　額	別　表
２件	総額	3,615,193円	５－２

２　権利の変更及び弁済方法
別表５－２「優先的更生債権弁済計画表（労働債権）」記載の確定債権額を更生計画認可決定確定日から６か月以内に一括して弁済する。